

仙台松島道路料金所等パソコン賃貸借仕様書

令和元年 1 1 月

宮城県道路公社

1 概要

本仕様書は、宮城県道路公社仙台松島道路管理事務所及び管下各料金所 6 箇所(以下「料金所等」という。)において使用するパーソナルコンピュータ(以下「賃貸借物件」という。)の調達、導入設定及び保守業務に関する仕様を示すものである。

2 契約期間

契約締結の日から、令和 7 年 1 月 3 1 日までとする。

ただし、契約締結の日から令和 2 年 1 月 3 1 日までは導入準備期間とし、賃貸料が発生する期間は、令和 2 年 2 月 1 日以降の 6 0 か月とする。

3 賃貸借物件の数量

- (1) デスクトップ型パソコン 7 台

4 契約範囲

賃貸借物件に関する次の業務一切の経費を賃貸借料に含むものとする。

- (1) 賃貸借物件の初期設定業務
- (2) 賃貸借物件の納入・設置業務
- (3) 賃貸借物件の保守業務
- (4) 賃貸借物件の廃棄・撤去業務
- (5) 使用中パソコンの梱包業務

なお、本使用に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われる業務は、受注者に置いて充足するものとする。

5 契約条件

- (1) 賃貸借物件は、未使用品を納品すること。
- (2) 本調達に置いて導入する調達機器の付属品(取扱説明書等)やインストールメディアがある場合は、初期設定完了後に発注者側に全て納品すること。
- (3) 賃貸借物件の納入、接続調整、リース契約期間満了後の賃貸借物件の撤去、廃棄に必要な経費は受注者の負担とする。
- (4) 契約期間終了後、再賃貸借(契約期間の延長)をすることができるものとする。
なお、再賃貸借料については、機器の賃貸借料の単価の元契約金額の 1 0 分の 1 程度を目安とし、発注者と受注者で協議の上決定するものとする。
- (5) 現在使用中のパーソナルコンピュータ(宮城県道路公社備品)のデータ消去及び梱包を発注者が指示した時期に実施すること。

6 設置場所

(1)	仙台松島道路	管理事務所	宮城郡松島町根廻字桐田 1 6	1 台
(2)	〃	利府中料金所	宮城郡利府町春日字山岸 1 3 - 1	1 台
(3)	〃	松島海岸料金所	宮城郡利府町赤沼字放森 6 4 - 1	1 台
(4)	〃	松島大郷第二料金所	宮城郡松島町初原字中田 3 2 - 1	1 台
(5)	〃	松島大郷第一料金所	宮城郡松島町初原字山下 1 9 - 1 3	1 台
(6)	〃	松島北料金所	宮城郡松島町根廻字桐田 1 6	1 台
(7)	〃	鳴瀬奥松島本線料金所	東松島市川下字内響 1 3 2 - 2 6	1 台

7 仕様及び動作確認

(1) 賃貸借物件は、次に示す仕様を満たすこと。

別種	内容		規格・品質
パソコン	形状		デスクトップ型
	CPU		Intel Core i3-8100 プロセッサ以上
	メモリ		16GB以上
	グラフィックス		内蔵型 最大1677万色
	ストレージ		HDD 1TB以上
	光学式ドライブ		DVDスーパーマルチドライブ (CD-ROM24倍速以上, DVD-ROM最大16倍速)
	キーボード		109又は109Aキーボード(USB又はPS/2)
	マウス		USB光学式マウス
	音源機能		内蔵型
	インターフェース	USB	5ポート以上
		イーサネット	1000Base-T/100Base-TX対応×1
		ディスプレイ	HDMI, DVI-D又はDisplayPortのいずれか1ポート(納品するディスプレイに適合するもの)
		シリアル	RS-232Cs 9ピン D-Sub×1
	基本OS		Microsoft Windows10 Home64ビット版又は Microsoft Windows10 Pro64ビット版
	ソフトウェア		Internet Explorer 11 64ビット版 ウイルスバスタービジネスセキュリティサービス(5年) (表計算, ワープロ機能ソフトウェアは不要)
	ディスプレイ		17インチ(1280×1024ドット(SXGA))以上 非光沢 液晶モニター
	その他		①「宮城県道路公社グリーン購入の推進に関する計画」 に対応すること。 ②機器接続に際し, ケーブル等が必要な場合は, 必要数 を添付すること。

8 初期設定業務

- (1) 受注者は、基本OS、ソフトウェアをパソコンにインストールし、認証された状態で納入すること。また、導入後において不具合が発生した場合は、発注者と協議の上、改善に努めること。
- (2) ネットワーク設定については、現地機器の設定状況を確認の上設定すること。
- (3) 各機器へのプリンタドライバについては、現地で提供を受けること。

9 納入・設置業務

- (1) 受注者は、上記「8 初期設定業務」が完了した賃貸借物件を「6 設置場所」に示す場所に、納入、設置すること。
- (2) 受注者は、発注者の指定する設置場所に納入・設置するまでの間、賃貸借物件の輸送、搬入、保管等に際し生じた事故について、その責を負うものとする。
- (3) 受注者は、納入完了後に、発注者が指定する職員の検査を受けること。検査の結果、発注者が不合格と認めた賃貸借物件の全部又は一部に不合格と認めた場合は、直ちに当該品を引き取り、代替品を納入すること。
- (4) 梱包資材は受注者が処分することとし、その費用は契約金額に含むこと。

10 保守業務

- (1) 賃貸借物件に障害が発生した場合、導入後5年間、連絡を受けてから翌日以内に一次対応、障害切り分けを行い、復旧作業に着手すること。なお、障害連絡は電話で行うこととし、その受付時間は平日・休日・祝日を問わず9時00分から17時00分までとする。
- (2) 障害の復旧作業は、原則として平日・休日・祝日を問わず9時00分から17時00分までに行い、部品の修理、交換等を含めて開始から2日以内に完了すること。なお、復旧作業には導入時の設定復旧も含まれる。
- (3) 本調達の機器に通常の仕様で障害が発生した場合、部品の修理、交換等は全て無償で行うこと。無償期間は導入から5年間とする。ただし、ソフトウェアについては、開発元のサポート期間内に限る。
- (4) 発注者から連絡する際の窓口を一本化すること。

11 廃棄・撤去業務

賃貸借期間終了後、機器の撤去を行うこと。撤去日については発注者と協議の上決定する。ハードディスクについては磁気による完全なデータ消去あるいは物理破壊を行い、データ消去証明書(任意様式)を提出すること。撤去にかかる費用は全て契約金額に含まれる。

12 使用中パソコンのデータ消去、梱包及び移動業務

- (1) 今回の賃貸借物件の納入に伴い不要となる現在使用中のパーソナルコンピュータ7台(宮城県道路公社備品)について、発注者の指示した時期にデータ消去作業を行った後に箱に梱包し、管理事務所内の発注者が指示した場所へ移動させること。
- (2) データ消去については、受注者の責任において消去を行い、データ消去証明書(任意様式)を提出すること。

- (3) 梱包については、移動に際して箱内で機器が移動しない程度の梱包材を詰め、1箱につき1台を梱包するものとする。
- (4) データ消去時期及び梱包時期については、契約後指示するものとする。
- (5) データ消去作業、梱包及び移動作業にかかる費用は全て契約金額に含まれる。

12 機密保護

- (1) 受注者(受注者の委託を受けて従事する個人及び事業者等全ての者を含む。)は、いかなる場合においても、本契約履行中に知り得た情報(業務に関わる事項及び付随する事項)に関して、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
なお、契約期間終了後は、関係する情報を破棄すること。
- (2) (1)については、本契約が終了した後も有効に存続するものとする。

13 その他

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に宮城県道路公社入札契約暴力団排除要綱(平成20年12月1日施行。以下「排除要綱」という。)別表各号に該当すると認められたときは、本契約を解除することがある。
- (2) 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、宮城県又は宮城県道路公社から指名停止措置を受けている者に本契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、本契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めるものとする。
- (3) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、本契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生するおそれがあると認められる場合は、必要に応じて工程の調整、延長等の措置を講じる。